

第46回 岡山支部評議会資料

1. 平成28年度事業計画の素案について
2. 平成28年度保険料率について

平成27年12月18日(金)



全国健康保険協会 岡山支部

協会けんぽ

議題1 平成28年度事業計画の素案について

1. 平成28年度事業計画の素案について(企画総務グループ関連①)

●「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」のより効果的な展開に向けた調査事業 【パイロット事業応募中】

【目的】「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」における実現すべき目標を踏まえたアンケート調査を実施し、その結果に基づく政策提言や事業展開等を通じて、「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に定められている戦略的機能の強化を図る。

【概要】有識者や外部事業者のノウハウを活用した加入者調査を実施し、地域医療や健康づくり等に関する加入者の意見を収集。

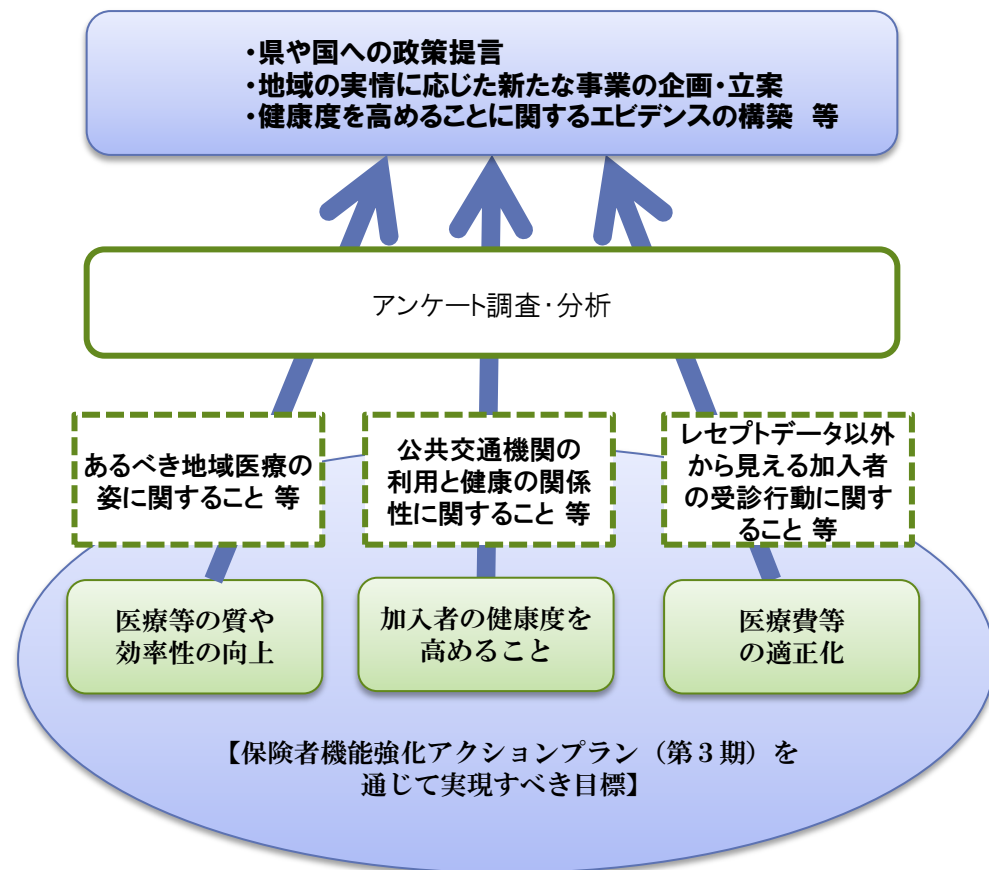
【対象者】県内の健康保険委員、事業主等約5,000名

【効果】集計結果に基づいた県や国への政策提言や健康度を高めることに関するエビデンスの構築等。また、「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」におけるアウトカム指標となる統一的なアンケートフォームの策定等。

調査事業に係るスケジュール(予定)

1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期
業者選定・調査票の作成等			
	調査の実施・集計		
		健診結果データ等との突合・統一フォームの作成・展開	
			学会発表に向けた準備

【事業イメージ】



1. 平成28年度事業計画の素案について(企画総務グループ関連②-1)

● 健康宣言等に取り組む事業所数の拡大

【目的】健康経営の普及を通じ、加入者をはじめとする県民の健康寿命を延ばす。

【背景】少子高齢化による労働人口の減少、生活習慣病の増加による休業者、医療費の増大等への対策として、従業員に対する健康づくりの必要性が考えられました。健康経営は、従業員の健康づくり(人材への投資)を積極的に行うことで、生産性・収益性を高めていくという考え方であり、厚生労働省だけでなく、経済産業省も積極的な普及活動を展開しています。

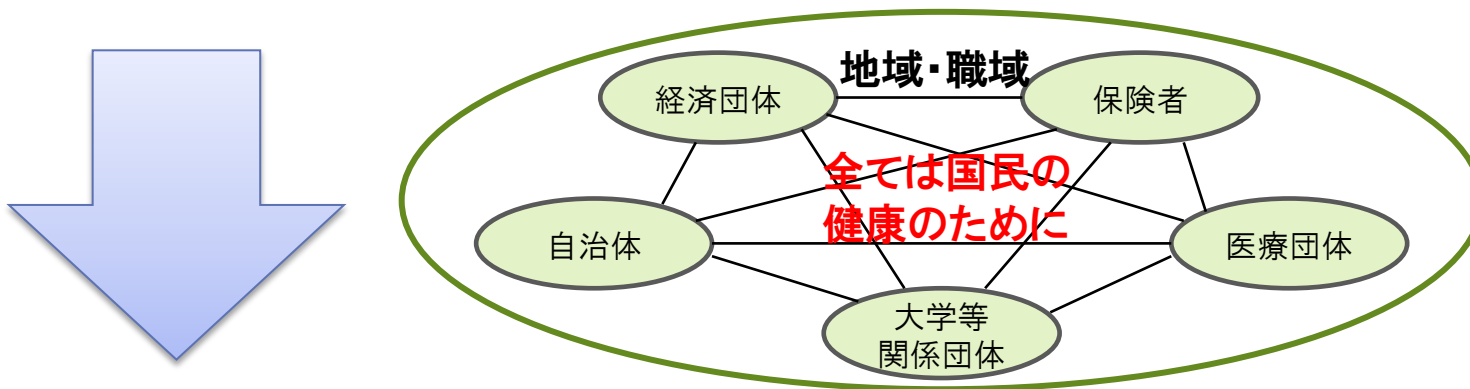
日本健康会議の発足(平成27年7月)

国民一人ひとりの健康寿命延伸と医療費適正化について、経済団体、保険者、自治体、医療団体等が連携し、具体的な対応策を実現していくために組織されました。

☞ 日本健康会議の活動指針(抜粋)

「宣言4 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。」

「宣言5 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。」



岡山支部は関係機関と連携して、健康宣言等に取り組む事業所数の拡大を図ります。

1. 平成28年度事業計画の素案について(企画総務グループ関連②-2)

健康宣言や健康経営に取り組む事業所数の拡大を図るため、次のような取組を考えています。

【概要】

(新規) 県や経済関係団体、マスコミ等と連携したセミナーの開催

健康経営に関するセミナー等を県や経済関係団体等と共同で開催。岡山県全体で健康経営に取り組む機運を盛り上げることによる事業所数の拡大。そのほかにも関係団体等と連携したアプローチ方法を随時、検討の上、実施。

(新規) 事業所訪問等を通じた健康経営の普及及び事業主の健康づくり意識の醸成

データ分析の結果や健康づくりのためのメニューを事業主に提供し、協会けんぽと事業主との協働での健康づくりへの取組。

(新規) 対話集会での意見交換やお客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上

対話集会では事業主との意見交換を通じて、従業員の健康増進が事業所の経営面でも成果が期待できることを認識いただき、健康経営の普及を図る。各種研修会場等での「健康宣言」事業所の募集。

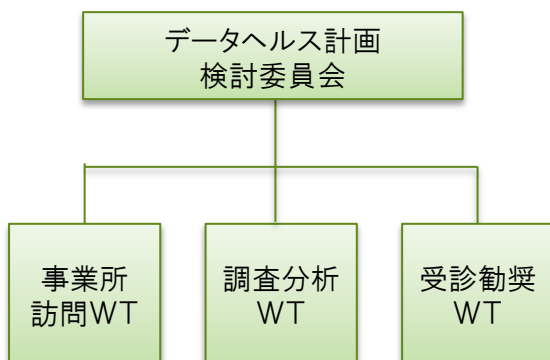
(新規) データヘルス計画の推進、健康宣言事業所数の拡大に資する広報

(継続) 各種チラシやホームページ、メールマガジン等を活用した広報

定期的な広報媒体を活用した広報のほか、「健康経営」に関する内容等を記載したパンフレットを作成・配布。

(参考)岡山支部での実施体制の一例

平成27年10月、岡山支部データヘルス計画検討委員会内にワーキングチーム(WT)立上げ

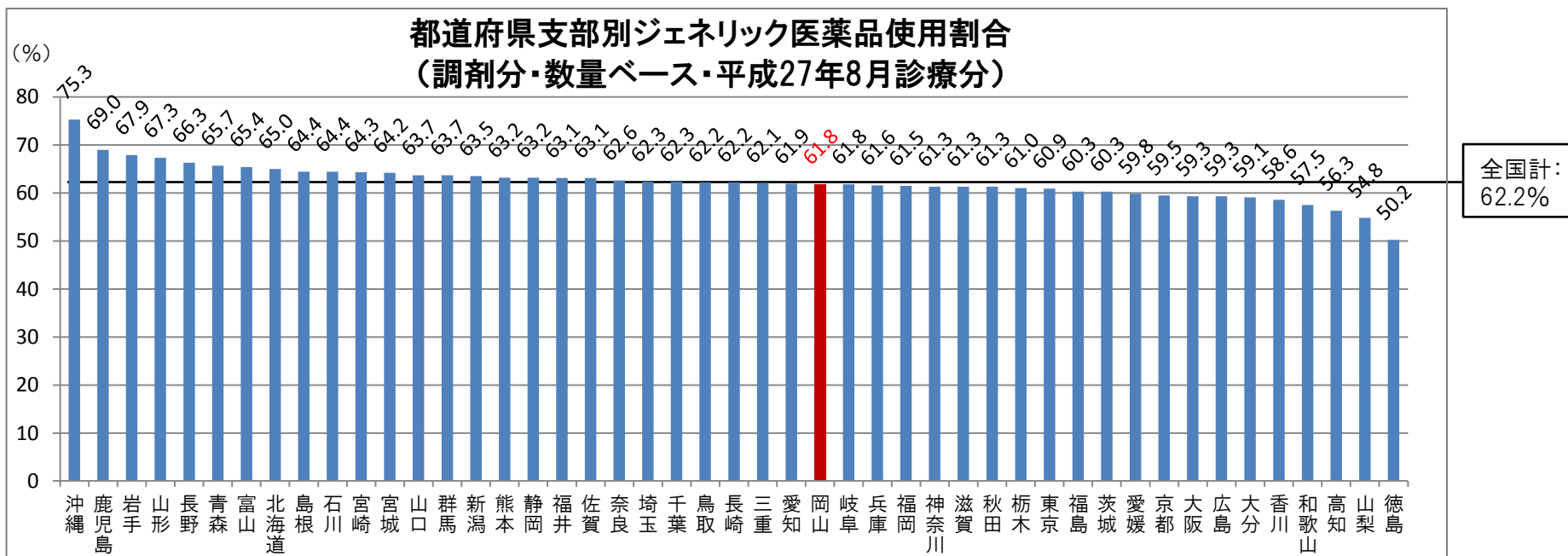


1. 平成28年度事業計画の素案について(企画総務グループ関連③-1)

●ジェネリック医薬品の更なる使用促進

【背景】

- ☛ジェネリック医薬品の使用割合を目標80%以上に引上げ
 国は、目標数値の達成時期を、2018～2020年度末までのなるべく早い時期としたうえで、17年半ばに70%以上との中間目標を設定。
- ☛ジェネリック医薬品の価格引下げ
 厚生労働省は、現在新たに発売される後発医薬品の価格は原則6割だが、これを5割に引き下げる方針。12月2日中央社会保険医療協議会に提案、了承され、2016年度の診療報酬改定に反映させる見通し。
- ☛後期高齢者支援金の加算減算制度に係るインセンティブの見直し
 厚生労働省は、現行のすべての保険者共通で行っている加算減算制度について、保険者種別それぞれの特性に応じた新たなインセンティブ制度に見直す見込み。具体的には、ジェネリック医薬品の使用を定着させる取組の実施割合や使用割合、伸び率等の指標が検討されている。

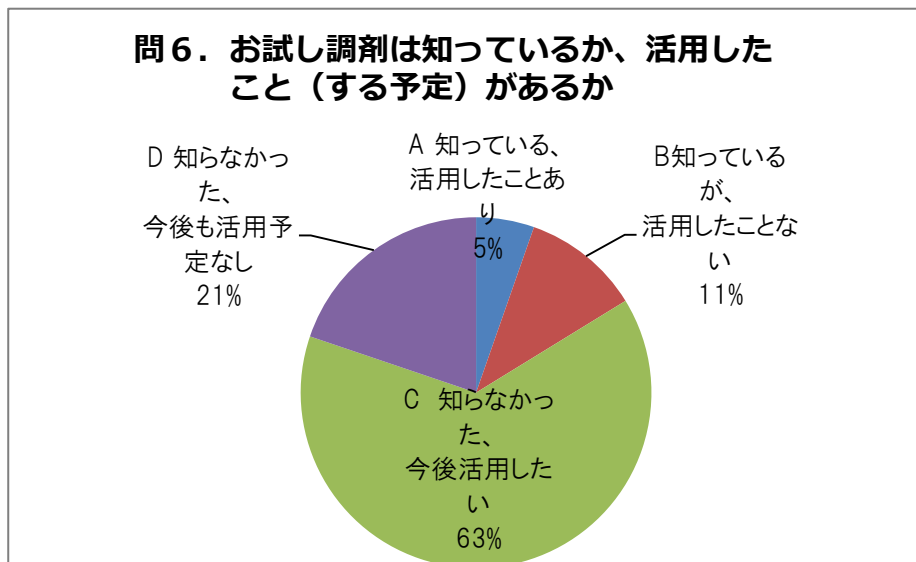
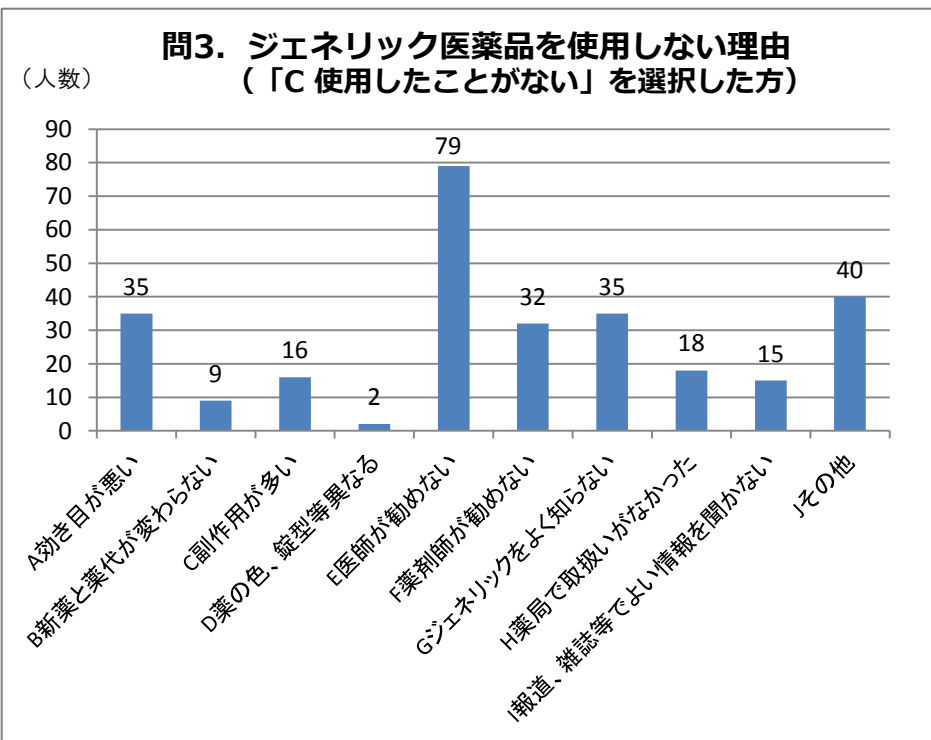
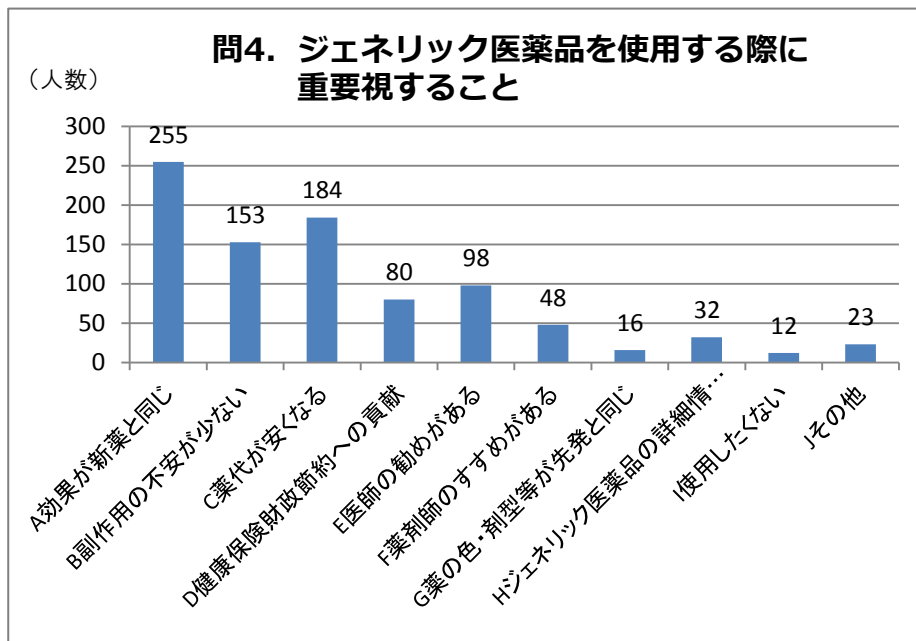


1. 平成28年度事業計画の素案について(企画総務グループ関連③-2)

平成27年8月実施の「ジェネリック医薬品未切替者へのアンケート調査」のアンケート結果は、次のとおり。

(送付件数4,349件、回答件数669件、回収率約15%)

アンケートの中では、「ジェネリック医薬品を使用しない理由」、「使用する際に重要視すること」、「お試し調剤の認知度について」を質問し、それぞれ最も多い回答は「医師が勧めない」、「効果が新薬と同じ」、「(お試し調剤を)知らなかった、今後活用したい」であった。



1. 平成28年度事業計画の素案について(企画総務グループ関連③-3)

【概要】

(新規) 県、医療関係団体等と連携したイベントの開催

県や医療関係団体が実施するイベントを共同で開催。ジェネリック医薬品に係る周知広報等を行うことによる更なる使用促進。
平成28年度「薬立つフォーラム」への参画。
※平成27年11月17日付けで連携協定を締結した岡山県薬剤師会との連携事業

(新規) ジェネリック医薬品未切替者へのアンケートを踏まえた新たな使用促進策の検討

ジェネリック医薬品自己負担軽減額等のお知らせ送付後、未切替となっている方に対し、アンケートを実施(平成27年8月)。
アンケート結果を踏まえた更なる取組の検討。

(新規) お試し調剤に係る広報チラシの作成等を通じた使用促進

上記アンケートの結果では、お試し調剤の認知度が低いが、制度を知った後は活用してみたいと回答した加入者が多いことから、
お試し調剤の認知度の向上を図ることによる使用促進を実施。健康保険委員等へ広報チラシを送付。

(新規) ジェネリック医薬品製薬会社への啓発活動強化の働きかけ

上記アンケートの結果では、加入者がジェネリック医薬品を使用するために「安全性」を重要視していたため、製薬会社からも安全性に関する啓発活動(工場見学の実施等)を強化してもらうよう、アンケート結果や使用割合の分析資料等を活用した製薬会社への訪問説明。

(新規) 医療機関等への訪問によるアンケート調査の実施

ジェネリック医薬品の使用割合が高い(低い)市町村にある医療機関や保険調剤薬局に対して、訪問によるアンケート調査の実施。
使用割合が高い(低い)原因等を分析。アンケート結果を踏まえた更なる取組の検討。

(継続) ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等のお知らせの実施

(継続) 「希望シール」等の配布

(継続) 他機関への情報提供や軽減効果額等に係る効果的な広報の実施

(参考) お試し調剤

まず、お試し期間として短期間ジェネリック医薬品を処方してもらい、お試し期間が終了した時点で体調の変化や副作用がなかった場合には、そのままジェネリック医薬品を続けてもらうもの。不都合な点があれば、変更前の先発医薬品(新薬)に変更することができる。

1. 平成28年度事業計画の素案について(保健グループ関連①-1)

●データヘルス計画に基づく各種事業の実施

【概要】

(継続) 生活習慣病予防健診の受診勧奨事業

- ☛ 健診機関との新規契約の締結
県北を中心に訪問し、交渉。
- ☛ 健診機関による事業所への受診勧奨
健診機関へ勧奨活動の再依頼実施。
- ☛ 被保険者個人への受診勧奨
経年生活習慣病未申込者に対し戸別にDMを送付。
- ☛ 新規適用事業所への受診勧奨

(継続) 事業主健診結果データの提供勧奨事業

- ☛ 未提出事業所へのアプローチ
対象者数が多い事業所への提供依頼、及び生活習慣病予防健診への切替勧奨。
- ☛ 社会保険労務士を活用したデータ提供依頼
社会保険労務士への委託により、事業主へのデータ提供の勧奨を実施。
- ☛ 委託機関への外注化

1. 平成28年度事業計画の素案について(保健グループ関連①-2)

【概要】

(継続) 特定健診(被扶養者)の受診勧奨事業

(継続) 特定保健指導の実施促進事業

協会けんぽ主催の無料健診・オプション健診の拡大 (魅力・機会の拡充)

- 会場、地域の拡大
岡山市、倉敷市のみならず、備前市、津山市エリアにも会場を追加。
- オプション項目の見直し
受診者の9割を占める女性を意識した項目に変更。具体的には、項目の骨密度測定を肌年齢測定に変更。
- 自己負担による追加項目の見直し
血液検査項目を中心に変更。項目「甲状腺、ピロリ菌、大腸がん」を、「乳がん、子宮頸がん、卵巣がん、ペプシノゲン(胃)」に変更。
- 特定保健指導を健診当日に実施
27年度から実施し成果があったため、28年度も継続実施。

(継続) 未治療者への受診勧奨による重症化予防の推進

慢性腎臓病(CKD)の重症化予防

- 健診受診後に有所見者であるにもかかわらず治療されていない方で、糖尿病のリスクが高い方を選定し、個別にアプローチ。
- 現在治療中の方で、糖尿病(血液項目HbA1c)の数値が高いまま(コントロール不良)の方を選定し、個別にアプローチ。
- アプローチ・面談を、専門の認定看護師へ委託。
※平成27年11月17日付けで連携協定を締結した岡山県看護協会との連携事業

(新規) 事業所訪問等を通じた健康経営の普及及び事業主の健康づくり意識の醸成

「健康経営」導入事業所の拡大

- 「健康宣言」に取り組む事業所数の拡大(200社以上)。
- 事業所ごとの健康課題を提示し、事業主と協働で健康づくりに取り組む。

1. 平成28年度事業計画の素案について(保健グループ関連②)

● セルフ健康チェック「自宅で自己採血・血液検査」の実施

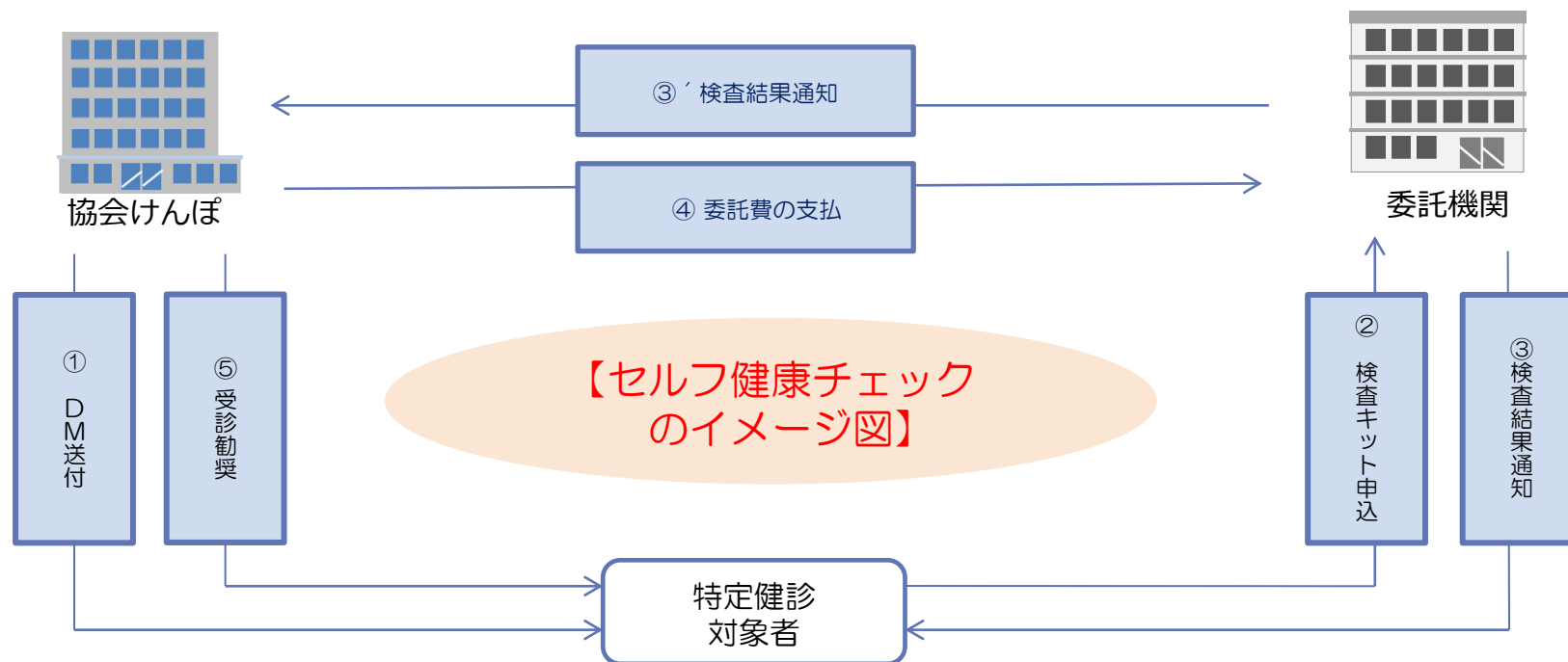
【パイロット事業応募中】

【目的】被扶養者特定健診の受診率向上(参考:26年度特定健診14,186件・受診率18.9%)

【概要】経年未受診となっている特定健診の対象者に対してDMを送付し、希望者に自己採血キットを送付する。気軽に採血を行うことができる環境のもとで、個人のセルフケアの意識を高め、特定健診の受診行動へ導く。

【数量】DM送付件数10,000件、検査キット送付件数 500件(申込率5%)

【効果】セルフ健康チェックを通じて健康意識を向上させ、健診受診へ導き受診率を向上させる。また、未受診者へのアプローチによる打開策の検証。健診の受診、あるいは治療開始による重症化予防対策。



1. 平成28年度事業計画の素案について(保健グループ関連③)

● 歯周病、生活習慣病の予防を目指した医療関係団体と連携した歯科健診事業の実施

【目的】生活習慣病と関係性のある歯周病の予防

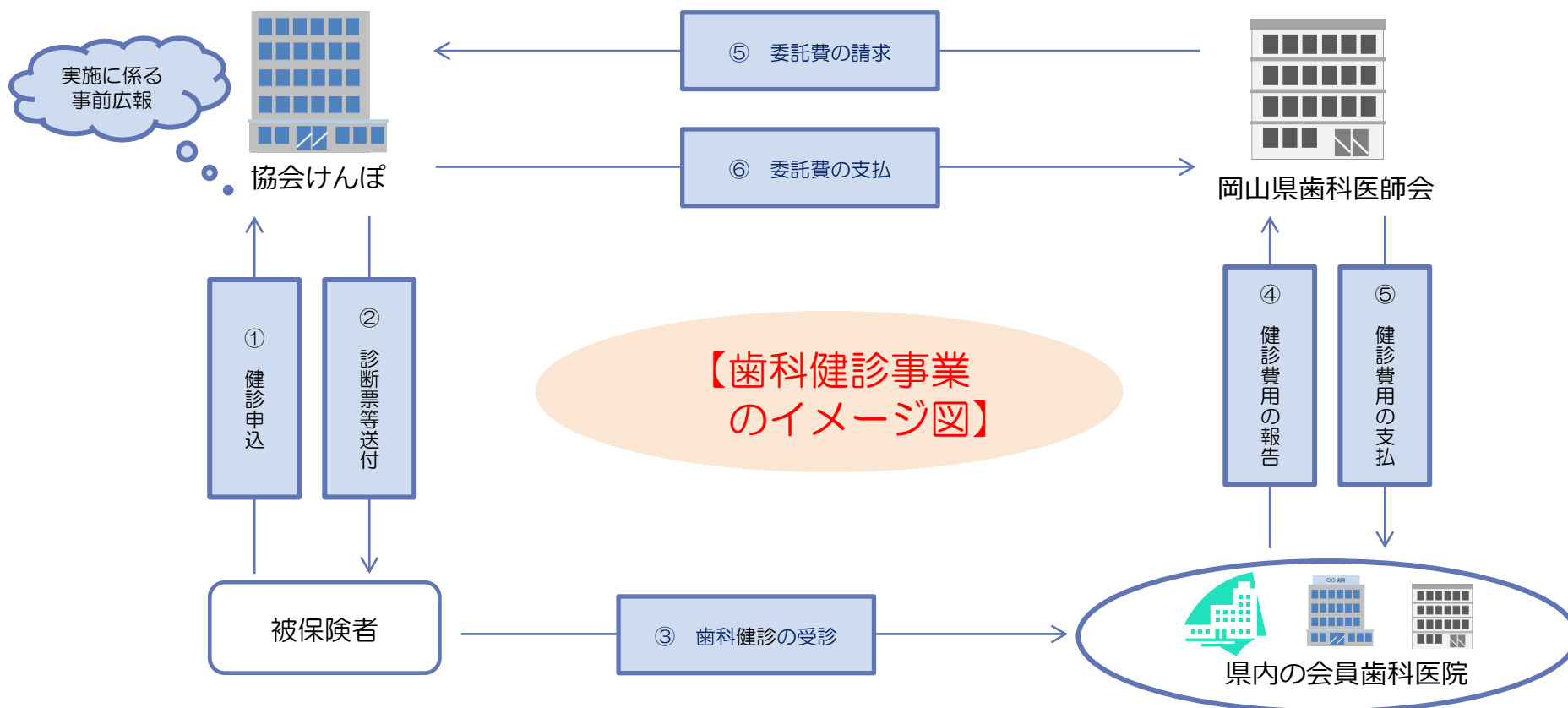
【概要】県歯科医師会に加入する会員歯科医院における歯科健診への補助(平成28年5月～12月実施予定)

※平成27年11月17日付けで連携協定を締結した岡山県歯科医師会との連携事業

【対象者】岡山支部に加入する被保険者(加入者本人)

【数量】委託予定件数 700件(人)

【効果】歯周病予防の重要性等への意識の醸成を図るとともに、長期的には生活習慣病の予防につながることを期待される。



1. 平成28年度事業計画の素案について(業務グループ関連①)

● 医療機関を通じた限度額適用認定申請書の受付等による加入者の利便性の向上

【パイロット事業応募中】

➤ 高額療養費制度と限度額適用認定証

高額療養費制度は、1か月に医療機関窓口で支払った保険診療の医療費が、自己負担限度額という一定基準額を超えた場合に、申請によって払い戻しを受けていただくことができる制度。

限度額適用認定証の制度は、あらかじめ加入者(70歳未満の方)が協会けんぽに交付申請を行い、認定証の交付を受け、医療機関に提示いただくことで、窓口での負担を一定限度額でとどめることができる制度。窓口負担の軽減になり、また高額療養費の申請を省くことができるメリットがある。

限度額適用認定申請に関する件数(月平均)

申請受付	窓口	約550件
	郵送	約990件
電話相談件数		約600件

【概要】

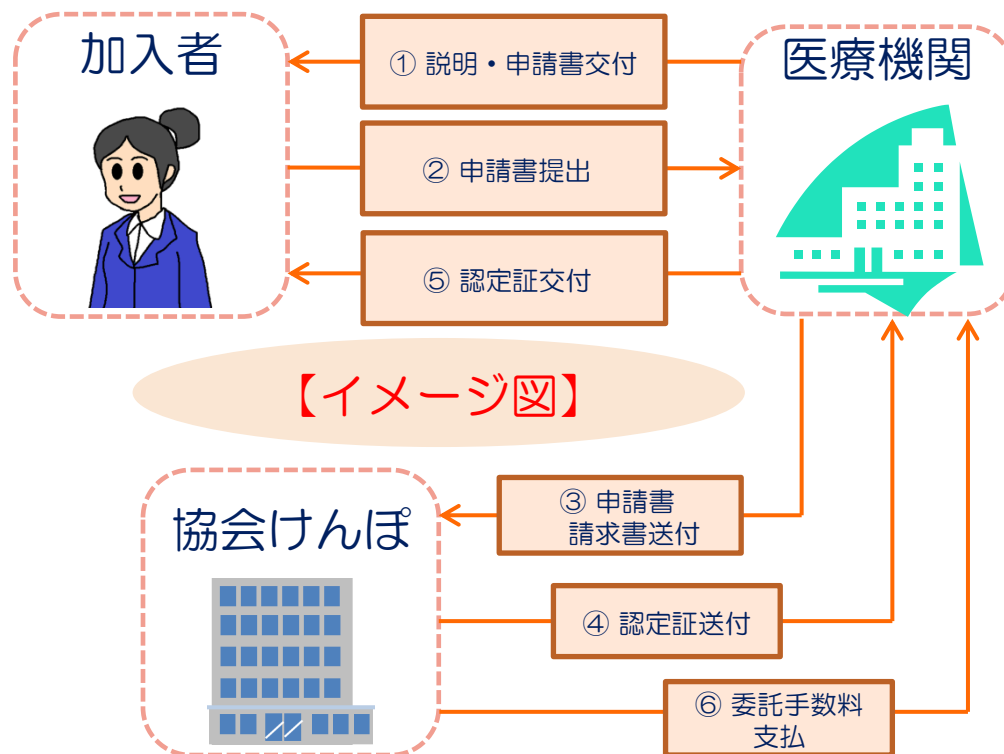
限度額適用認定申請を医療機関にて一括して受付し、協会けんぽに申請、協会けんぽで作成した認定証を医療機関へ一括送付する。

【効果】

利便性の向上、窓口来客数・電話相談件数の縮減、高額療養費支給申請の減少

本事業に係るスケジュール(予定)

	1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期
医療機関の選定				
関係団体に事業説明				
医療機関に実施要請				



1. 平成28年度事業計画の素案について(業務グループ関連②)

●柔道整復施術療養費の審査の強化

➤柔道整復施術療養費

接骨院・整骨院で行われる柔道整復師による治療行為は「施術」と呼ばれ、整形外科医などの医師による「治療」とは明確に区別されている。

そのため、「施術」を受ける場合、健康保険が使えるものと使えないものが定められている。

健康保険が使えるもの 〈けがや原因のある痛み〉

- 急性など外傷性の捻挫・打撲・挫傷(肉離れ)
- 骨折・脱臼(ただし、応急措置を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要。)

健康保険が使えないもの 〈病気や原因不明の痛み〉

- 日常生活による疲労・肩こり・腰痛など
- 病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)による痛みや凝り
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛など

【現状】制度改正及び患者照会により、柔道整復施術療養費1件当たりの支給金額は減少傾向にあるものの、不適正な申請(架空請求や部位ころがし、つけ増し)と疑われるものが依然としてある。負傷原因、治療年月日、治療内容等をもとに患者照会を実施している。

【概要】

(継続) 加入者等への照会の強化及び制度の更なる周知広報による適正受診の促進

1件当たりの支給金額の比較的高い柔整師の抽出や、頻回受診の割合等の申請傾向について分析する等、より効果的な患者照会を実施する。また、照会対象者の選定条件を見直す。具体的には、3部位・10日以上、あるいは2部位・15日以上を受診者に照会対象を拡大。

(継続) 不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供

不正請求事案については厚生局に指導してもらおうべく、更なる働きかけを行う。

1. 平成28年度事業計画の素案について(業務グループ関連③)

●傷病手当金及び出産手当金の審査の強化

【現状】不正請求の疑いが強い請求は、次のような例です。

- ☛健康保険に新規加入または標準報酬を変更してから期間が経過していない請求
- ☛標準報酬を極めて高額に設定した請求
- ☛精神疾患や腰痛など支給判断が難しい病名での請求

【概要】

(継続) 保険給付適正化プロジェクトチームによる対応

(継続) 事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止強化

(新規) 制度改正等に係る適切な周知広報

出産手当金及び産前産後休業手当に係る制度改正(右表)については、不正請求の抑止となる。研修会、説明会などの機会をとらえた周知広報を行う。

傷病手当金及び出産手当金に係る制度改正 (平成28年4月1日施行)

- 改正前:平成28年3月31日までの対象日
被保険者の標準報酬月額 \times 1/30(標準報酬日額)の3分の2に相当する額
- 改正後:平成28年4月1日以降の対象日
 - ①被保険者期間1年以上の人
⇒被保険者が給付を受ける日以前12か月の各月の標準報酬月額の平均額の1/30の3分の2
 - ②被保険者期間が1年未満の人
 - A. 被保険者の全加入期間の標準報酬月額の平均額の1/30の3分の2
 - B. 加入している健康保険の平均標準報酬月額 \times 1/30(平均標準報酬日額)の3分の2⇒A. B. のいずれか低い方
(※協会けんぽの平均標準報酬月額は28万円になる見込み)

1. 平成28年度事業計画の素案について(レセプトグループ関連①)

- 効果的なレセプト点検の推進
- 適正な債権回収及び積極的な債権回収業務の推進

【概要】

(継続) 資格点検の推進を図るための加入者資格の全件確認

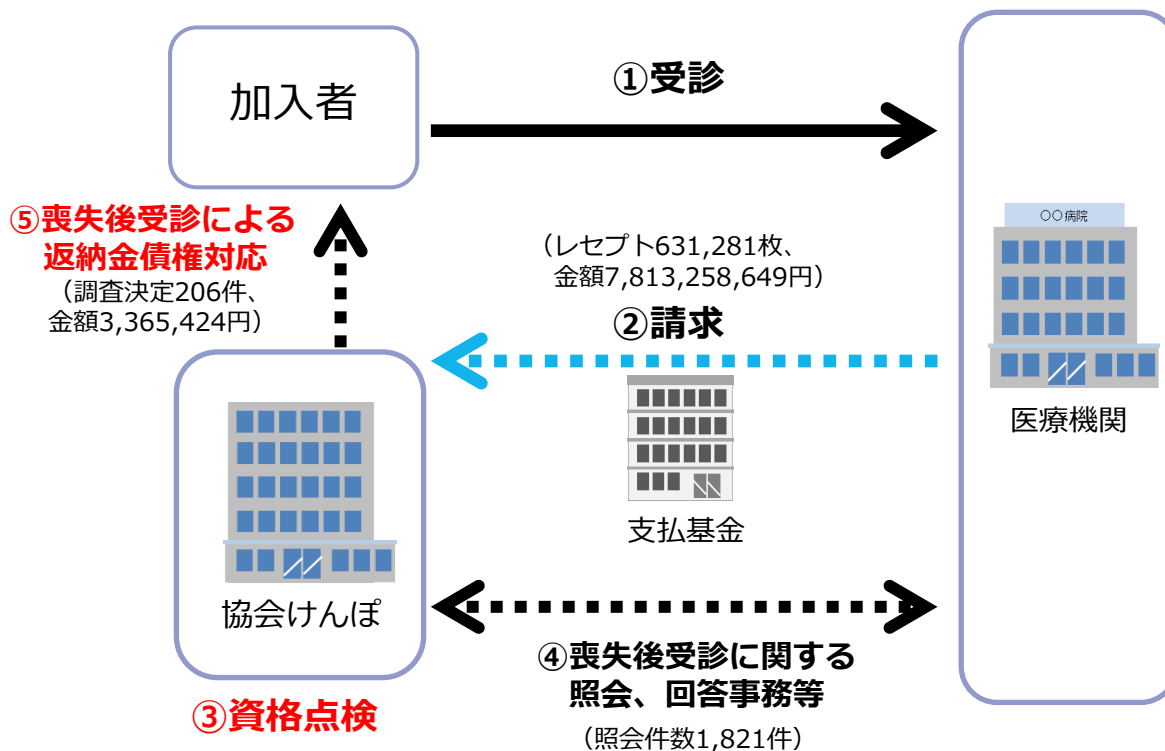
(新規) 医療機関における資格確認業務の効率的な実施を通じた資格点検業務の効率化
(詳細は次頁)

(継続) 適正な債権回収及び積極的な債権回収業務の推進

- ☛ 法的手続きによる債権回収の強化
- ☛ 訪問、電話、弁護士名の催告文書等による新規発生債権の早期回収
- ☛ 債権の保険者間調整による債権回収業務の推進

資格点検による債権発生に至るイメージ図

(数量は平成27年9月受付分)

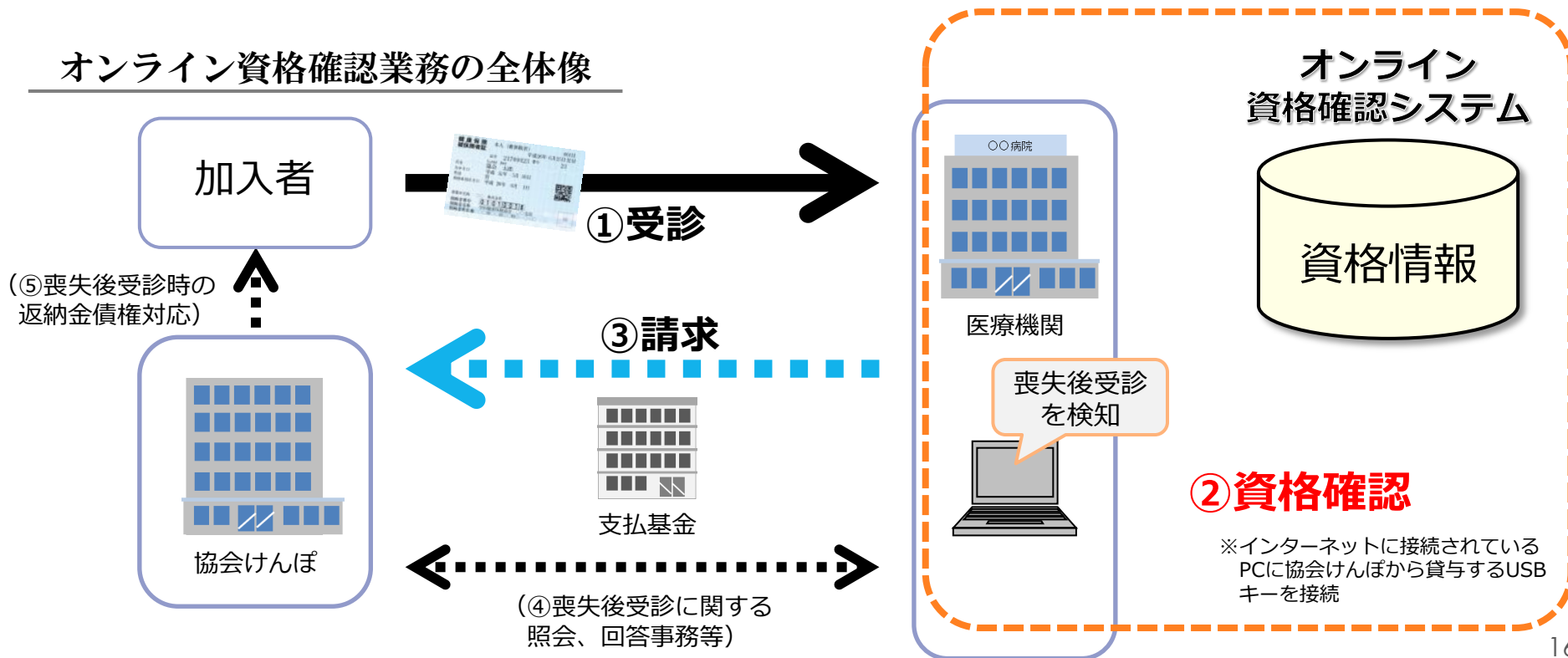


1. 平成28年度事業計画の素案について(レセプトグループ関連②)

● 医療機関における資格確認業務の実施

- 【目的】医療機関において、協会けんぽの健康保険加入者の資格を都度確認できるようにすることで、資格喪失後受診の防止を図り、適正な資格による保険診療を推進する。また、資格喪失後受診のレセプトを減少させることで、医療機関の事務の軽減を図る。
- 【概要】医療機関のPCで、インターネット回線を利用して保険証の記号・番号・生年月日・保険者番号を入力することにより、加入者の資格の有無を確認する。また、同時に診察券番号を入力することで、次回から診察券番号のみで資格確認を行うことができるようにする。
- 【数量】20機関(当面は試行的に導入)
- 【効果】資格喪失後受診の防止、資格喪失後受診のレセプトの減少、医療機関の事務の軽減

オンライン資格確認業務の全体像



議題2 平成28年度保険料率について

1. 平成28年度保険料率に対する各支部の意見の概要について(その1)

※第70回本部運営委員会(H27.11.25)に提出された意見から作成

1. 平成28年度保険料率について

①	平均保険料率10%を維持するべきという支部	3支部
②	①と③ 両方の意見のある支部	27支部
③	引き下げるべきという支部	16支部
④	①～③に該当しない支部	1支部

岡山支部の意見

2. 激変緩和措置について

①	激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	2支部
	①と② 両方の意見のある支部	8支部
②	激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	11支部
	②と③ 両方の意見のある支部	11支部
③	激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部	10支部
④	①②③ 全ての意見のある支部	1支部
⑤	①と③ 両方の意見のある支部	1支部
⑥	意見なし	3支部

岡山支部の意見

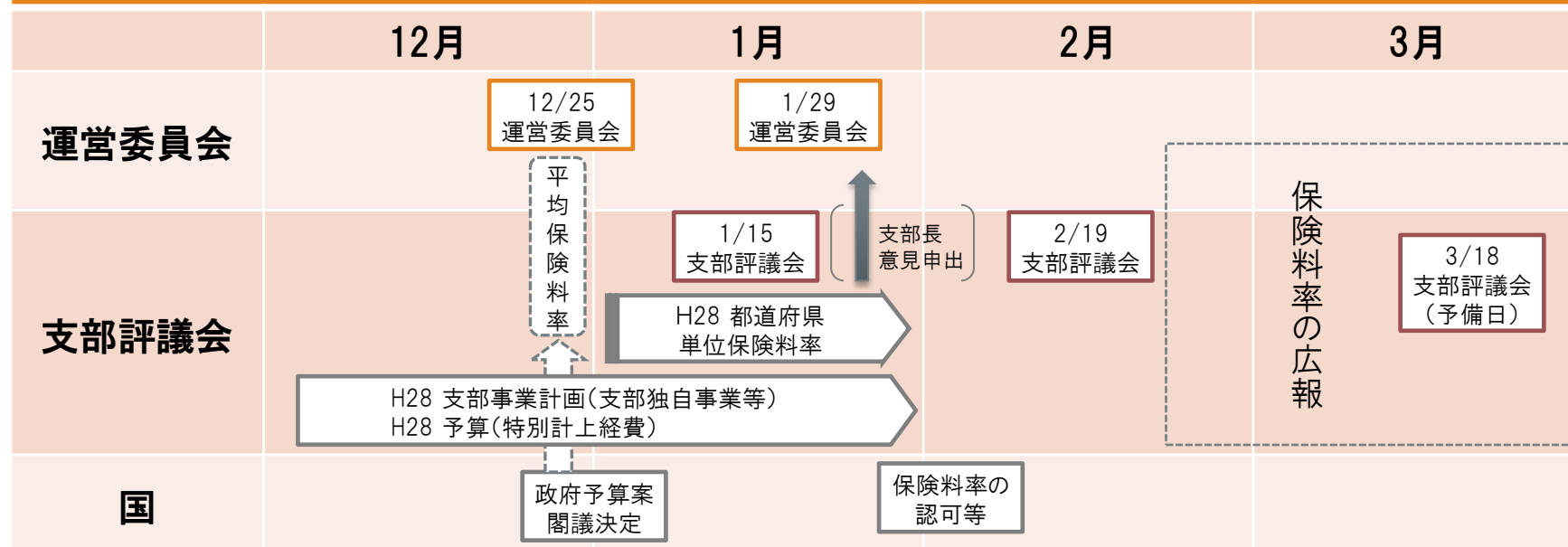
1. 平成28年度保険料率に対する各支部の意見の概要について(その2)

3. 保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい	44支部	岡山支部の意見
その他	1支部	
意見なし	2支部	

※ 第68回運営委員会(9/18)開催後に実施された47支部の評議会(10/9~11/4に開催)における議論の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理しています。

(参考)今後の料率に係るスケジュール



2. 本部運営委員会における料率に係る意見について

議事概要から抜粋した運営委員の主な意見は次のとおりです。

- 単年度収支均衡が原則であり、**引き下げるべき**である。ただし、将来的に引き上げる局面がくることを理解する必要がある。激変緩和措置については、比較的緩やかに進めるべきである。現在、地域医療構想による医療提供体制の調整等に関与しており、その結果に対して責を負うという観点から、医療提供体制の変化と激変緩和措置の引き上げは同時期が望ましい。
- 中小企業は引き続き厳しい経営状況にあると実感している。保険料率については、**下げられるときには下げるべき**である。激変緩和措置については、様々な見解があり、期限まで緩やかに進めていくべきと考える。
- 保険料率を**引き下げたとしても、中長期的に保険料率が現行の10%を超えないように**、安定的に運営すべきである。
- 介護保険は3年周期という中期を見通した施策により安定的な運営を図っている。赤字構造が解消されておらず、診療報酬改定や消費税増税等の将来の要因を考慮すれば、**現行の保険料率を維持し、保険財政を中長期的に安定させるべき**である。
- 将来的な医療費の伸びを鑑みれば、**中期的な保険料率の安定性を重視すべきであり、引き下げるべきではない**。ただし、漫然と保険料率を維持するのではなく、保険者機能の発揮による医療費の適正化を進めていく必要があると考える。激変緩和措置については、加入者の理解が得られる範囲に留める必要があり、インセンティブ制度の指標も同様と考える。